

東郷町国民健康保険税条例の一部改正について

国民健康保険税の基礎課税額に係る限度額の変更

国民健康保険税の軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更

1 改正の趣旨

地方税法施行令の一部改正により見直しを行うものである。

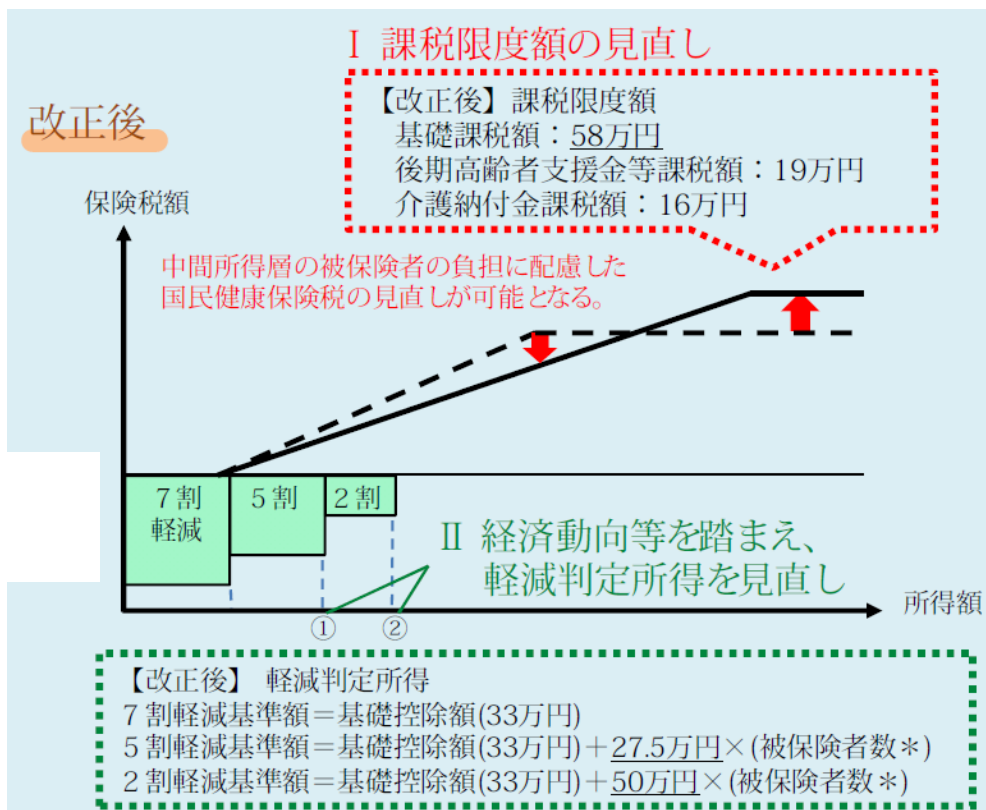
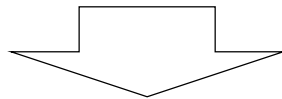
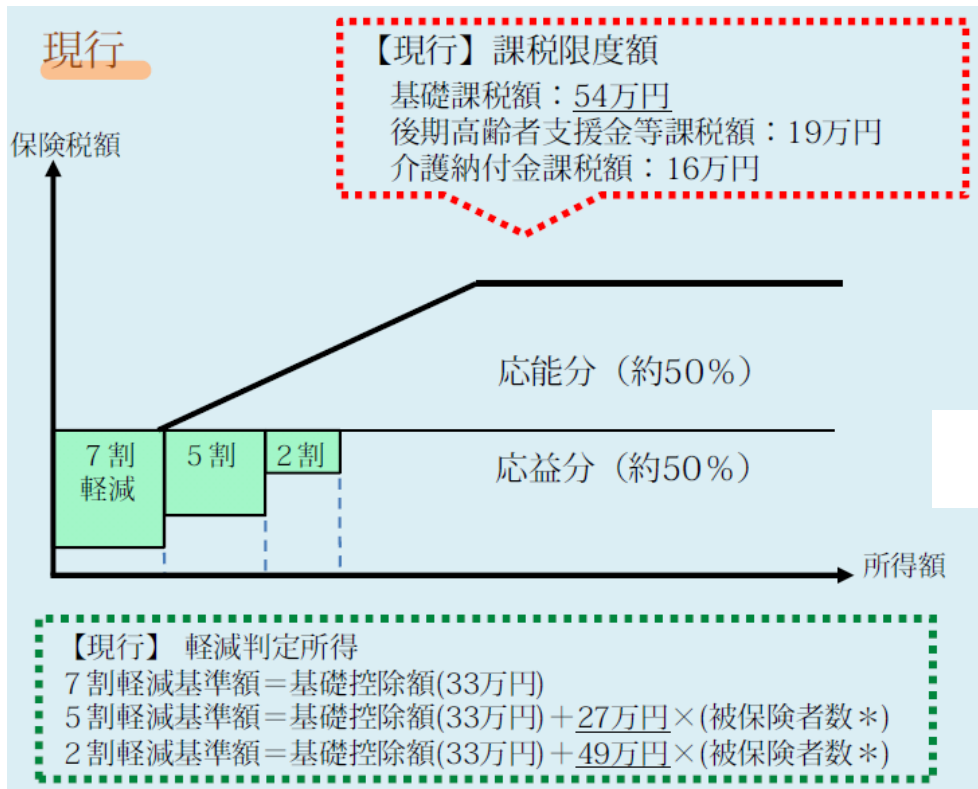
2 改正の内容

- (1) 国民健康保険税に係る課税限度額を 5 4 万円から 5 8 万円に引き上げる。
- (2) 国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準を次のように引き上げ、軽減の対象となる世帯を拡大すること。
 - ① 5 割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を 2 7 万円から 2 7 万 5 千円とすること。
 - ② 2 割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を 4 9 万円から 5 0 万円とすること。

3 施行期日

平成 3 0 年 4 月 1 日から施行すること。

※国の法案が、平成 3 0 年 3 月 3 1 日までに成立した場合を前提としております。



(厚生労働省ホームページより抜粋)

国民健康保険税の基礎課税額に係る限度額の変更（国・東郷町）

国の限度額の推移

（万円）

	医療分	支援分	介護分	限度額
H23.4	51	14	12	77
H24.4				77
H25.4				77
H26.4	51	16	14	81
H27.4	52	17	16	85
H28.4	54	19	16	89
H29.4				
H30.4	<u>58</u>	19	16	<u>93</u>

+4

計 +4

東郷町の限度額の推移

（万円）

	医療分	支援分	介護分	限度額
H23.4	50	13	10	73
H24.4				73
H25.4				73
H26.4	51	14	12	77
H27.4	51	16	14	81
H28.4	52	17	16	85
H29.4	54	19	16	<u>89</u>
H30.4	<u>58</u>	19	16	<u>93</u>

+4

計 +4

○対象世帯

平成29年12月末の課税データを基に、賦課期日現在の世帯数で限度超過世帯を確認したところ、対象世帯は113世帯です。

平成29年度の税率等を用いて基礎課税額（医療分）の限度額を4万円引き上げた場合、限度超過世帯は15世帯減少し、98世帯になります。

平成30年度の税率等を用いて基礎課税額（医療分）の限度額を4万円引き上げた場合、限度超過世帯は12世帯減少し、101世帯になります。

○国民健康保険税調定額

平成29年度の税率等を用いて基礎課税額（医療分）の限度額を4万円引き上げた場合、国民健康保険税調定額は4,191,300円増えることが見込まれます。

平成30年度の税率等を用いて基礎課税額（医療分）の限度額を4万円引き上げた場合、国民健康保険税調定額は23,090,200円増えることが見込まれます。

国民健康保険税の軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更

(平成29年12月末のデータにおける賦課期日現在の状況を基に試算)

【医療分】(改正前)

被保険者数		
全体	9,171	(割合)
7割軽減	1,457	15.89%
5割軽減	1,165	12.70%
2割軽減	1,243	13.55%
軽減計	3,865	42.14%
世帯数		
全体	5,203	(割合)
7割軽減	1,046	20.10%
5割軽減	587	11.28%
2割軽減	654	12.57%
軽減計	2,287	43.96%

【医療分】(改正後)

被保険者数					
	増	減	計	比較	(割合)
7割			1,457	—	15.89%
5割	34	0	1,199	34	13.07%
2割	62	34	1,271	28	13.86%
計			3,927	62	42.82%
世帯数					
	増	減	計	比較	(割合)
7割			1,046	—	20.10%
5割	17	0	604	17	11.61%
2割	28	17	665	11	12.78%
計			2,315	28	44.49%

【支援分】(改正前)

被保険者数		
全体	9,171	(割合)
7割軽減	1,457	15.89%
5割軽減	1,165	12.70%
2割軽減	1,243	13.55%
軽減計	3,865	42.14%
世帯数		
全体	5,203	(割合)
7割軽減	1,046	20.10%
5割軽減	587	11.28%
2割軽減	654	12.57%
軽減計	2,287	43.96%

【支援分】(改正後)

被保険者数					
	増	減	計	比較	(割合)
7割			1,457	—	15.89%
5割	34	0	1,199	34	13.07%
2割	62	34	1,271	28	13.86%
計			3,927	62	42.82%
世帯数					
	増	減	計	比較	(割合)
7割			1,046	—	20.10%
5割	17	0	604	17	11.61%
2割	28	17	665	11	12.78%
計			2,315	28	44.49%

【介護分】(改正前)

被保険者数		
全体	2,660	(割合)
7割軽減	462	17.37%
5割軽減	297	11.17%
2割軽減	260	9.77%
軽減計	1,019	38.31%
世帯数		
全体	2,167	(割合)
7割軽減	417	19.24%
5割軽減	234	10.80%
2割軽減	213	9.83%
軽減計	864	39.87%

【介護分】(改正後)

被保険者数					
	増	減	計	比較	(割合)
7割			462	—	17.37%
5割	6	0	303	6	11.39%
2割	18	6	272	12	10.23%
計			1,037	18	38.98%
世帯数					
	増	減	計	比較	(割合)
7割			417	—	19.24%
5割	5	0	239	5	11.03%
2割	13	5	221	8	10.20%
計			877	13	40.47%